

「入学料」を免除する措置について

- 次のいずれかに該当すれば入学料が免除もしくは一部免除される場合があります。

【学部】

- (1) 令和3年8月豪雨（令和3年8月11日からの大雨）で被災し、生計の主たる維持者が所有する自宅家屋の全壊、大規模半壊、半壊及び生計の主たる維持者の死亡等の場合
- (2) 学部入学生と生計を一にする者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている場合

【大学院】

- (1) 令和3年8月豪雨（令和3年8月11日からの大雨）で被災し、生計の主たる維持者が所有する自宅家屋の全壊、大規模半壊、半壊及び生計の主たる維持者の死亡等の場合
- (2) 入学者と生計を一にする者が、免除を受けようとする入学料の納期限前1年以内において、地震、風水害、火災その他の災害による著しい被害（家屋の半壊以上の被害、入学者の生計を負担している者の死亡、行方不明または傷病等をいう。）を受けた場合
- (3) 免除を受けようとする入学料の納期限前1年以内において、入学者の学費を主に負担している者に、死亡、生別、長期にわたる疾病、失業等の事情が生じた場合
- (4) 入学者と生計を一にする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている場合
- (5) 児童養護施設等の児童福祉施設入所者が進学する場合で、親族等からの扶養が期待できないと認められる場合

区 分	入学料（県外者）	入学料（県内者）
大学	520,000 円	282,000 円
大学院	520,000 円	282,000 円

対象者は、指定する期間内に入学料免除申請書（様式第1号）及び必要書類を提出してください。上記「学部(1)・大学院(1)」の申請書類等は本学ホームページで別途ご確認ください。

【必要書類】

- ・世帯員全員の住民票
- ・罹災証明書等(大学院(2)に該当する者に限る。)
- ・家庭調書(様式第2号)及び家庭調書で指定する書類(大学院(3)に該当する者に限る。)
- ・生活保護受給証明書(学部(2)、大学院(4)に該当する者に限る。)
- ・施設からの意見書(大学院(5)に該当する者に限る。)

※ただし、予算の範囲を超えた場合、措置できないこともあります。